

# 「ニューノーマルに対応した観光地の環境整備事業業務委託」 仕様書

## 1 業務の目的

本県では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内観光産業の再生に向けた取組として、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」の実施など、各事業者における感染防止対策の取組を促進し、安全・安心な旅行者の受入体制づくりを促進している。

本委託事業では、これまでの各事業者単位での感染防止対策の取組の促進から、将来に向けて、より継続性のある安全・安心な観光地づくりを促進するため、最先端技術を活用しニューノーマルに対応した観光地での受入環境整備が地域として取り組まれることを目的に実施する。

## 2 契約期間

契約日から令和4年3月25日（金）まで

## 3 事業実施主体

事業の実施にあたっては、観光地域づくり法人（DMO）、市町観光協会など、観光産業の再生を地域と連携して取り組むことができ、以下の①から④を満たす主体であることを条件とする。ただし、市町と連携して取り組むことを必須とする。

- ①地域において策定している戦略と整合性を取り、今後当該事業で得られた実績を観光地づくりに生かしていくことができる、または地域の課題解決につなげることができること。
- ②安全・安心の確保の対策を一過性ではなく、中長期的な観光地ブランディングの観点から継続的に推進するため、地域全体の観光地づくりの戦略との整合性を確保し、継続的なデータやシステムの活用ができること。
- ③実証実験により得られたデータやシステムを継続的に活用し、KPI の設定や PDCA サイクルの確立などを行って観光地を経営していくことができる人材、体制が確保できること。
- ④宿泊や飲食のみならず、交通、アクティビティ、文化財、商工業、農林漁業など、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための合意形成を図るなど、高度な運営・調整能力を有していること。

## 4 業務内容

### （1）地域として取り組む安全・安心な観光地づくりに向けた方向性の整理

本委託業務の実施にあたっては、受託者と市町が連携し、安全・安心な観光地づくり促進に向けた方向性を地域単位で整理すると共に、整理する方向性に則った環境整備に取り組む必要があることから、以下の①から④の観点で方向性の整理を行う。

- ①個別の店舗や事業者のみを対象とするのではなく、地域として、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けている観光産業を再生させるため、安全・安心な観光地づくりを核とし、ニューノーマルに対応した方向性を整理すること。
- ②安全、安心な観光地づくりについては、最先端技術を活用した実証事業を実施するこ

とし、当該事業については単に一過性の事業とすることなく、継続性を持った取組となるよう整理すること。

③それぞれの取組についての実施主体について明らかにすること。また、特定の事業者のみを対象とするのではなく、できるだけ多くの観光関連事業者が参画できる取組となるよう整理すること。

④実証事業を実施する地域が属する市町と連携し整理すること。なお、市町の枠を超えて、近隣市町等とも連携した取組とすることは差し支えない。

## (2) 実証事業の実施

過去に導入していない最先端技術を活用し、安全・安心な観光地づくりを促進する取組を実施する。最先端技術を活用した取組例は以下のとおり。

### (取組例)

#### 【A Iカメラによる人流データの把握】

- ・ A Iカメラの設置などによって人流データを把握し、リアルタイムでの観光地の混雑状況を表示する方法を構築することで、観光地での混雑状況の見える化を図る。事業の中で収集したデータについては、単に混雑状況の見える化を図るためだけではなく、将来のマーケティングに活かせるようデータ収集・蓄積が行えるようにする。

#### 【新たなモビリティを導入することによる行先の分散化】

- ・ これまでの交通手段では移動することが困難な場所への誘導や、移動自体を楽しんでもらう環境を整備することで、特定の場所に人が集中することを防ぐ。実施にあたっては、モビリティの移動データ等も収集し、新たなコンテンツの造成など、データ活用も行っていく。

#### 【デジタルツールを活用した新たなコンテンツによる行先の分散化】

- ・ デジタルマップ等を活用し、観光地内を積極的に移動し周遊を促進することで、特定の場所が密になることを防ぐ。

#### 【WEB来店システムの導入】

- ・ 観光施設、宿泊施設、土産物店等における旅行者の滞在時間や接触回数を低減させるため、各施設や店舗の内覧をWEB上で発信したり、商品の購入を支援するためのサービスを導入する。

#### 【バーチャルツアーを実施するための環境整備】

- ・ 移動が制限される中でも、県内の各地域の魅力を楽しんでもいただくため、地域においてバーチャルツアーを実施するための環境整備を行い、モデルとなるツアーの造成を実施する。

※上記はあくまで例であり、上記以外でも最先端技術を活用した取組かつ安全・安心な観光地づくりに資する取組であれば、提案することができることとする。

※マスクの購入や消毒液の設置など、最先端技術と言えないものや、既に導入されている技術の継続的な内容となるものは不可。

### <実施にあたっての留意点>

- ・実証事業を実施する地域が属する市町と連携し、市町単位で実施する事業とすること。  
なお、市町の枠を超えて、近隣市町等とも連携した取組とすることは差し支えない。
- ・地域の観光関連事業者（宿泊事業者、土産物店、体験事業者、交通事業者等）と連携し、特定の事業者のみではなく、地域として観光関連産業の再生に向けた取り組みとすること。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応に資する事業であることを前提としつつも、アフターコロナにおいても価値のある事業とすること。
- ・使用可能期間が1年以上のもの又は取得金額が10万円以上のものを取得する際は、県と協議すること。

### （３）実施・運営体制の構築

地域として継続的に取り組んでいくため、市町と連携し、協働して事業を実施できる体制を構築する。

### （４）実証事業の評価・分析

実証事業で行う各事業の実施内容、実施した効果の測定・分析を行い、次年度以降に向けた課題を整理し、報告書としてまとめる。

また、実施した事業を横展開できるよう、導入したツールや実施した手順などを可視化し、他の地域でも取り入れることができるようにする。

## 5 契約条件

- （１）委託業務名               ：ニューノーマルに対応した観光地の環境整備事業業務
- （２）委託期間                ：契約の日から令和４年３月２５日（金）まで
- （３）成果品                  ：ニューノーマルに対応した観光地の環境整備事業報告書  
                                      ※Ａ４版、電子媒体
- （４）成果品の提出期限：令和４年３月２５日（金）まで

## 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 7 契約不適合責任

引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、受託者に対し、履行の追完を請求することができることとします。なお、契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

## 8 その他

- （１）事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- （２）受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- （３）業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- ウ 県に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 障がいを経由とする差別解消の推進
- 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを経由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

以 上